

全建労発第 28号  
令和元年7月18日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤晴貞  
〔 公 印 省 略 〕

「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」及び「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」の公布について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省より標記基準等及び告示について公布された旨、通達がありました。

今回の公布では、建設業の実態を踏まえつつ、技能実習生や外国人建設就労者の適正な就労環境を確保するため、建設キャリアアップシステムへの登録、報酬の安定的な支払い等を義務付けています。

つきましては、添付の資料をご理解の上、貴協会会員の皆様に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

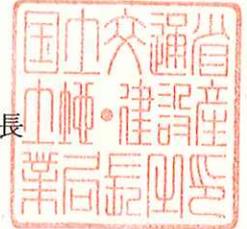
以上  
担当：労働部 吉田

国土建労第 343 号

令和元年 7 月 5 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」及び「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」の公布について

令和元年 7 月 5 日、「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（令和元年国土交通省告示第 269 号）」及び「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第 268 号）」が公布されましたので、通知いたします。

建設業では、従事することとなる工事によって就労場所が変わるため現場ごとの就労監理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁忙で報酬が変動するという実態を踏まえ、技能実習生や外国人建設就労者の適正な就労環境を確保するため、建設キャリアアップシステムへの登録や報酬の安定的な支払い等の義務付け、受入人数枠の設定等を行うこととしています。両告示の内容は、別紙のとおりです。

各団体におかれては、傘下企業等に対し、両告示の内容について、周知をお願いいたします。特に、「技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと」という規定につきまして、常勤職員数が 9 人未満（1～8 人）の場合、影響が大きいと考えられますので、ご留意のうえ、周知徹底に努めていただきますよう、お願いいたします。

【別紙】

- 別紙 1 建設分野における受入れ基準の見直しについて（概要）
- 別紙 2 建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等
- 別紙 3 外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示
- 別紙 4 参考資料

# 建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2019.4.1より適用

 ※2020.1.1(人数枠の設定は  
2022.4.1)より適用

 ※2020.1.1より適用  
(「その他」は公布日より適用)

	特定技能 (新設した基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人受入れに関する計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> <li>建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正監理計画の認定を受けること</li> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> 等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払い、</li> <li>技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払うこと</li> </ul> </li> <li>雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること</li> <li>技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること ※1号実習生は、2号移行時まで登録完了すればよい 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人建設就労者に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を、</li> <li>安定的に支払い、</li> <li>技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022年度末まで)については、変更無し。

○国土交通省告示第二百六十九号

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

施行規則（平成二十八年 法務省 令第三号）第十二条第一項第十四号、第十四条第五号及び第十六条第三

厚生労働省

項に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等を次のように定める。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓一

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する

法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等

（技能実習を行わせる体制の基準）

第一条 さく井職種、建築板金職種、冷凍空気調和機器施工職種、建具製作職種、建築大工職種、型枠施工  
職種、鉄筋施工職種、とび職種、石材施工職種、タイル張り職種、かわらぶき職種、左官職種、配管職種  
、熱絶縁施工職種、内装仕上げ施工職種、サッシ施工職種、防水施工職種、コンクリート圧送施工職種、

ウエルポイント施工職種、表装職種、建設機械施工職種、築炉職種及び鉄工職種に属する作業、塗装職種の建築塗装作業及び鋼橋塗装作業並びに溶接職種に属する作業（以下「建設関係職種等に属する作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、次のとおりとする。

一 申請者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の許可を受けていること。

二 申請者が建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。次号において同じ。）に登録していること。

三 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること。

（技能実習生の待遇の基準）

第二条 建設関係職種等に属する作業に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、申請者が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこととする。

(技能実習生の数)

第三条 建設関係職種等に属する作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、申請者が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、技能実習生の総数が常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生、外国人建設就労者(外国人建設就労者受入事業に関する告示(平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号)第二の二に規定する外国人建設就労者をいう。)及び一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)を含まない。以下この条において同じ。)の総数を超えないものとする。

一 企業単独型技能実習(次号に規定するものを除く。) 第一号技能実習生について申請者の常勤の職

員の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二 企業単独型技能実習（規則第十六条第一項第二号に規定する企業単独型技能実習に限る。）又は団体  
 監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に  
 応じ同表の下欄に定める数、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人

三十人以下

三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第十項に規定する監理許可をいう。）を受けた者である場合には、建設関係職種等に属する作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総

数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に三を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に三を乗じて得た数）

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この告示は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この告示の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下この条において「法」という。）第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については

、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日から起算して一年を経過する日までの間に第二号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日から起算して三年を経過する日までの間に第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日において現に法第八条第一項又は第十一条第一項の認定を受けている技能実習計画（前三項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の基準に適合するとして認定を受けたものを含む。）に関して行われた法第十一条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十八号

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓一

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設分野技能実習に<u>1年11か月以上</u>従事したことがあること。</li> <li>2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。</li> </ol> <p>第4 特定監理団体の認定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(5) (略)</li> <li>(6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</u>でないこと。</li> <li>(7)～(13) (略)</li> </ol> </li> </ol> <p>第5 受入建設企業及び適正監理計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (略) <ol style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p>第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設分野技能実習に<u>概ね2年間</u>従事したことがあること。</li> <li>2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。</li> </ol> <p>第4 特定監理団体の認定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(5) (略)</li> <li>(6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</u>でないこと。</li> <li>(7)～(13) (略)</li> </ol> </li> </ol> <p>第5 受入建設企業及び適正監理計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (略) <ol style="list-style-type: none"> <li>① (略) (新設)</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

③～⑬ (略)

⑭ 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること。

⑮ 外国人建設就労者に対し、適正監理計画の認定を申請するまでの間に、雇用契約に係る重要事項について、書面により当該外国人建設就労者が十分に理解することができる言語で説明していること。

(2) 1 (2) ②の人数と1号特定技能外国人(入管法別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)の人数の合計が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。

(3) ～ (5) (略)

(6) 1 (2) ⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であり、安定的な支払い及び技能習熟に応じた昇給が雇用契約に明記されていること。

(7) ・ (8) (略)

3～5 (略)

②～⑫ (略)

(新設)

(新設)

(2) 1 (2) ②の人数が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。

(3) ～ (5) (略)

(6) 1 (2) ⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

(7) ・ (8) (略)

3～5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示のうち、第3の1、第4の2(6)及び第5の2(2)の改正規定は公布の日から、第5の2(1)及び(6)の改正規定は令和二年一月一日から施行する。

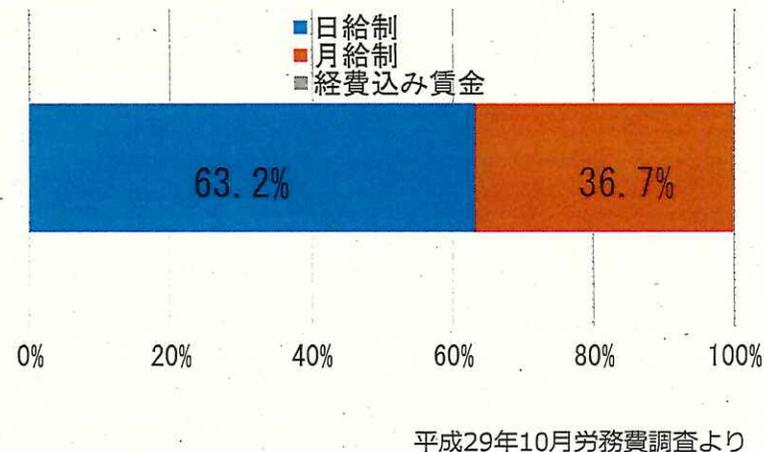
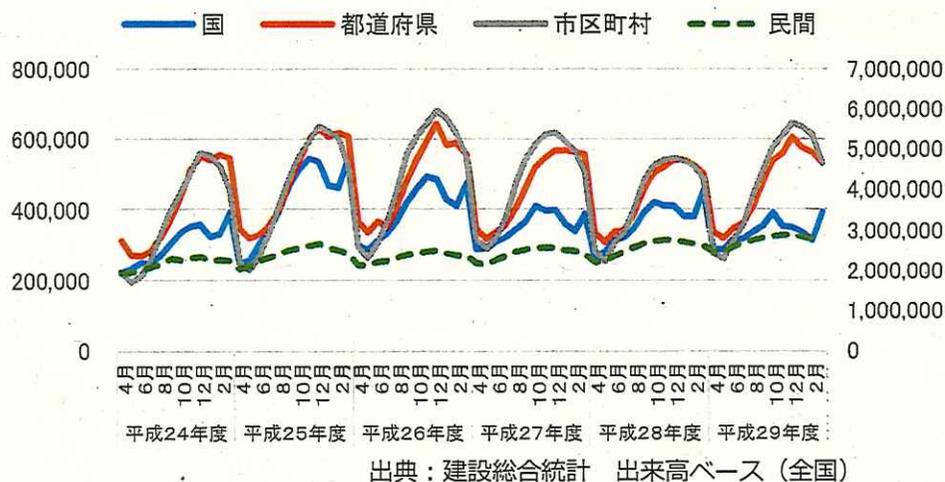
(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の外国人建設就労者受入事業に関する告示(以下「旧告示」という。)第5の1又は3の規定による認定の申請がなされ、又は旧告示第5の2の規定(第5の5において準用する場合を含む。)により認定を受けている適正監理計画については、この告示による改正後の外国人建設就労者受入事業に関する告示第5の2(1)及び(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**課題1**：建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。技能労働者の賃金は6割が日給制で仕事がないと手取り賃金が下がる



**月給制を義務化**



**課題2**：建設業は、受注した工事ごとに就労する現場が変わる

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ⇒ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い



**建設キャリアアップシステムの登録義務化**

**課題3**：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の専門工事業者で、中小零細業者が大半



**建設業許可を要件化  
受入人数枠の設定**

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

<衆議院>（平成30年11月27日）

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

<参議院>（平成30年12月8日）

三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。